

別 紙 3

[監視指導業務]

(注)

1. 「記載事項」は、記載様式が定められているものを可能な限り列挙したものである。
2. 「開示・不開示の別」は、各「記載事項」について、原則開示することとして取扱う場合は「○」、不開示として取扱う場合は「●」として示した。
「△」は、当該「記載事項」に不特定多数の情報が記載される可能性があるため、開示・不開示の取扱いを明らかにすることが困難な場合に限り用いた。
なお、「○」又は「●」であっても、個別請求ごとに開示・不開示の取扱いには慎重な検討を要する場合があることに留意すること。
3. 「不開示の理由」は、法第5条各号に規定する不開示情報の類型に準じ、その主な理由のみを示した。
4. 「(△の場合) 不開示情報の例」は、「開示・不開示の別」欄において、やむを得ず「△」とした場合について不開示とする情報を例示した(ただし、「記載事項」欄が「備考」、「参考」、「その他」等の場合は空欄としている。)

収去証

記載事項	開示・不開示の別		不開示の理由	(△の場合) 不開示情報の例
	開示	不開示		
収去の相手方				
住所又は営業所所在地	○			
氏名又は法人の名称	○			
品名	○			
数量	○			
収去場所	○			
収去年月日	○			
収去者				
職名	○			
氏名	○			
印影	○			
所属局部課	○			
備考	△			

